

サービス残業撲滅キャンペーン開催します。

開催期間 2020年12月1日～12月25日

平日 10時～19時 土曜日 10時～17時、下記にて相談受け付けています

日本ではサービス残業が横行しています。あなたの勤務先では、朝礼や申送り、掃除の時間について、きちんと賃金が支払われていますか？ 例えば、タイムカードの打刻時間について、15分未満切り捨てとか、30分未満切り捨てにされていませんか？

たかが5分、10分と言ってあきらめないでください。例えば時給1,200円なら10分で200円、それが割増賃金となれば250円になります。月22日働くとすれば、5,500円、年間250日働くとすれば、62,500円の未払い賃金が発生していることになるのです。

働いた分はきちんと賃金を支払ってもらうのは当然です。未払い賃金があるかもしれないと思う方、残業代が少ないなあと思う方は是非ご相談を！

ホットライン：電話相談

06-6881-0110

来所相談：関西ゼネラル支部天満橋事務所

大阪市北区天満1-6-8

六甲天満ビル801



サービス残業をなくそう！



未払い賃金を取り返そう！